

プラント機械設備工事積算基準

札幌市水道局

履 歴

プラント機械設備工事積算基準

平成 22 年	4 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	発行
平成 24 年	2 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 25 年	4 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 26 年	6 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 27 年	4 月	13 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 28 年	5 月	13 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 29 年	2 月	27 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 30 年	3 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
平成 31 年	3 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 2 年	3 月	2 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 3 年	3 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 4 年	4 月	15 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 5 年	4 月	19 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 5 年	10 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 6 年	10 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂
令和 7 年	10 月	1 日	・ ・ ・ ・ ・	改訂

《 目 次 》

プラント機械設備工事積算基準

1. 目的		1
2. 適用範囲		1
3. 積算基準		1
4. その他適用外の工事		1

プラント機械設備工事積算基準

1. 目的

この積算基準は、札幌市水道局における浄水・配水施設及び水門施設に係わるプラント機械設備工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

2. 適用範囲

この積算基準は、浄水・配水施設のプラント機械設備（ポンプ設備、ゲート設備、スクリーン設備、空気弁設備、電動弁設備、攪拌機設備、薬品設備、傾斜板（管）設備、ろ過池集水設備、コンプレッサー設備、脱水機設備、貯水槽設備、掻き寄せ機設備、計量設備、荷役設備等）工事に適用する。

なお、この積算基準の諸数値は平均的又は標準的なものであり、規模、諸条件、仕様等を勘案して適用する。

3. 積算基準

浄水・配水施設のプラント機械設備については、「下水道用設計積算要領—ポンプ場・処理場施設（機械・電気設備）編—最新版（公益社団法人日本下水道協会）」によるものとし、各費目の積算基準の運用に関する経費・歩掛等は「下水道用設計標準歩掛表—第2巻 ポンプ場・処理場—（公益社団法人日本下水道協会）」を適用するものとする。なお、適用年度については、設計図書にて明記する。

4. その他適用外の工事

この基準により積算することが不適当又は困難であると認められる工事については、適用した積算基準について、入札情報内にて明記する。